

論文の内容の要旨

論文題名 児童福祉の制度化と教育思想の展開に関する社会史研究

—石井十次から富田象吉、高田慎吾へ—

氏 名 稲 井 智 義

本論文の目的は、児童福祉の施設と研究を切り拓き、密接な関係を持つ民間事業を担った石井十次から富田象吉、高田慎吾へと至る系譜に着目しながら、児童福祉の制度化と教育思想の展開を、社会史の観点から明らかにすることである。

近現代日本の子どもに対する福祉制度の歴史は、進歩主義と経済段階論の観点から叙述されてきた。それに対して一九九〇年頃からの教育社会史研究は、一九一〇年代から一九三〇年代半ばの都市部における子ども保護事業の言説とその制度化について検討し、子ども保護事業が貧困層の子育てに介入すると指摘した。二〇〇〇年頃までの学校教育史研究は、地域差や性差、社会階層差を問わず児童労働が減少して公立小学校卒業までの就学が普及するのが、一九三〇年代であることを明らかにした。

一九九〇年頃からの研究に示唆を与えたのは、近代フランスで社会と家族が相互に影響を与えながら、子どもの「保護複合体」を形成する過程を示したドンズロの著書（一九七七年）である。さらに英語圏の二〇〇〇年頃の子ども観の社会史研究として、一九〇〇年代から一九二〇年代までの東京と関西地域における保育所の展開を、母性や下層家族に注目して検討したウノの著書（一九九九年）や、欧米での一八三〇年頃から一九二〇年頃までの「子どもの救済」を検討し、一九世紀末にその中心的な役割が博愛主義者から国家へと移行するとまとめたカニンガムの著書（第二版二〇〇五年）が注目に値する。

以上の研究を受けて本研究は、以下の二点を課題とする。第一に日本で一九世紀末に民間のキリスト教徒によって創立された子ども救済事業から、二〇世紀初頭に台頭する子ども保護事業への展開を、家族や地域、学校制度、社会政策、国際的状況との関連に留意しながら明らかにする。第二に国家や民間事業、個人との間での共同や対立にも注目して、児童福祉の制度化と教育思想の展開を明らかにする。

以上の課題に取り組むために、本論文の叙述は以下の全六章の構成で行われる。

第一章と第二章では、一八八七年に岡山孤児院を創立した石井十次の教育思想を、家族と国民教育の側面から明らかにする。

第一章では、石井の家族観と岡山孤児院での養育を、近代家族観との関連に留意して検討する。第一節では前期石井の家族観の検討として、創立当初から一九〇五年までの孤児院が子どもに家族代わりの養育と学校教育を受けさせていたことを明らかにする。第二節では後期石井の家族観の検討として、一九〇五年四月以降の孤児院での養育と教育が、子どもが中心であることや母性を強調する家庭像に基づいたことを明らかにする。第三節で

は、一九〇九年に大阪で愛染橋保育所・夜学校を設立した時の石井の家族観の検討として、孤児院と保育所・夜間小学校が家庭像を規範にして子どもを事業の中心に据える点で共通していたことが明らかにされる。

第二章では、石井の国民教育思想と岡山孤児院での教育を、近代公教育体制との関連に留意して検討する。第一節では、孤児院における初等教育とキリスト教教育の展開を明らかにする。第二節では、天皇を賛美する集まりが孤児院での祝賀会から、一八九七年一二月設立の岡山孤児院附属尋常高等小学校での祝賀式へと移行する過程を明らかにする。第三節では、祝賀会や祝賀式がなされた天長節と紀元節における行事内容と子どもたちの反応を検討する。第二章を通じて、岡山孤児院で天皇賛美とキリスト教信仰が共存していたことを示して、子ども救済事業での教育が国民形成と不可分であったことを指摘する。

第三章から第五章では、一九一六年に岡山孤児院から独立して設立される石井記念愛染園の園長を務めた富田象吉の教育思想を、育児事業と社会政策、子ども救護の側面から明らかにする。

第三章では、初期の富田が孤児院や育児院、里子制度、保育所といった育児事業をどのように論じていたかを明らかにする。その際に岡山孤児院と、一九〇〇年一月に東京で創立された日本初の保育所とされる二葉幼稚園の関係変容を、富田の育児事業論が形成される前史として位置づける。第一節では、ある子どもが園から院に送致された際にどのような人脈が関わったかを明らかにする。第二節では、園が「孤児院」という言葉をどのような意味で用いたかを明らかにする。第三節では、富田の救済事業研究会での役割と育児事業論を明らかにする。本章を通じて、一九一〇年代の大都市で保育所の役割が確立される過程を示す。

第四章では、中期の富田による社会政策論とその基底をなす夜間小学校の活動を明らかにする。第一節では、大阪市の教育政策に対する富田の批判を、一九〇九年の開校から一九一八年までの愛染橋夜学校の活動や状況とともに明らかにする。第二節では、富田が国家の社会政策へと批判を拡張する過程を、一九一八年の改組から一九二九年の閉校までの愛染尋常小学校の盛衰とともに明らかにする。第三節では、富田ら事業者が報告した不就業とその要因を明らかにする。本章を通じて、公立小学校の普及を目指す富田と夜間小学校が、子どもへの特別な関心を示し始めた貧困家族との葛藤を孕んでいたことを示す。

第五章では、後期の富田が子ども救護と教育をどのように論じていたかを、戦間期日本の保育所法令化をめぐる論争の推移に位置づけながら明らかにする。第一節では、一九二〇年代前半の児童保護法令の構想から、一九二六年幼稚園令制定後の託児所法令の構想へと移行する過程を明らかにする。第二節では、一九二九年以降の託児所令制定要望運動の担い手の地域差を示して、社会事業関連全国大会での主張内容を明らかにする。第三節では、この運動に対する富田の立場を示したうえで、貧困と労働の問題から子どもの救護と教育をとらえる富田の思想の意義を明らかにする。

第六章では、石井記念愛染園の救済事業研究室をもとにして一九一九年に設立される大

原社会問題研究所で、子どもに関する社会問題を研究し続けた高田慎吾の教育思想を明らかにする。第一節では、高田の子ども問題に対する初発の関心とアメリカ北部視察を経た一九一〇年代半ばまでの認識を明らかにする。第二節では、第一次世界大戦以後の国際情勢から影響を受けた高田の子ども保護論を明らかにする。第三節では、欧米視察以後にジュネーヴ宣言をはじめとする欧米の子ども福祉思想から影響を受けた高田の子ども救護の「社会化」論と教育思想の意義を明らかにする。

終章では、本論文全体の知見をまとめたうえで、児童福祉の制度化と教育思想の展開について述べる。

以下では児童福祉の制度化と教育思想の展開について、本論文の知見に基づいて述べる。

岡山孤児院では一貫して、家族代わりの養育と、国民形成を目指す学校教育が行われた。日本初の孤児院である岡山孤児院はこのような近代教育思想に基づく点において、近代的孩子福祉施設の創出を示すものであった。一九〇五年以降の岡山孤児院で理想とされる家庭規範は、保育所と夜間小学校にも引き継がれた。

岡山孤児院と二葉幼稚園は一九〇〇年頃に、個別の事業を越えたつながりを形成していた。しかし富田が家庭像を理想とする観点から、孤児院ではなく保育所が重要であると主張したように、一九一〇年代に保育所の役割は確立された。富田は、公立小学校への就学が大阪市で普及する一九二〇年代末まで夜間小学校を運営し続けたとともに、戦間期から、大阪市の教育政策だけでなく国家の義務教育政策と工場法も批判した。

一九二〇年代前半では、保育所も児童保護法令のなかで議論されていた。しかし一九二六年の幼稚園令制定を受けて、議論は貧困層の幼児を対象に含む託児所法令をめぐるものになった。世界恐慌が生じた一九二九年から、地方の託児所関係者を中心に託児所令制定要望を求める運動が始まった。一九三八年の社会事業法制定によって、「託児所」は法的地位を獲得した。運動も社会事業法は、農村部の託児所問題に対応することを目的とする点で共通していた。それに対して運動を批判する富田の子ども救護論は、都市貧困地域や鉱業地域の幼児教育や子どもの労働保護を論じたものであった。富田の思想は一貫して、都市部の状況をもとに形成されていたのである。

以上のように岡山孤児院と二葉幼稚園は、貧困層の子どもへの養育と教育を提供するものであった。それに対して救護法と社会事業法は、孤児院や託児所を教育施設として定めなかった。つまり日本で一九世紀末に創設された最初の孤児院と保育所は、教育施設であったにもかかわらず、義務教育が普及する一九三〇年頃の時期に法令化される際には、教育施設と位置づけられなかったのである。

最後に高田の教育思想の二つの意義を述べる。

一つは、「栄養と教育の均等なる機会」という思想である。教育の機会均等のために栄養も不可欠であることを示したこの思想は、ジュネーヴ宣言第二項「児童にして飢ゆる者には食を給し」と重なる。石井も入院児に本人が満足するまで食べてよい「満腹主義」とい

う視点から、教育について考えていた。つまり石井と高田の教育思想は、「栄養＝十分に食
べること」があつてはじめて教育が成り立つとするものであつた。

もう一つは、母親の賃労働の有無や生計上の必要にかかわらず、育児に関する科学的知
識を持つためだけに使うものではない、自己教養の時間を保障する託児所論である。これ
は、石井や富田の思想、および戦間期の保育所法令化論争に見られない独自のものであつ
た。労働と余暇という主題は近年、マルクスの再評価をめぐる争点となつており、子ども
を預かり育てる保育園を通じて、大人に「暇」を保障する重要性が指摘されている。した
がつて高田の教育思想を今日的に再評価する可能性は、労働保障ではなく自己修養の時間
を保障する託児所の意義を述べた点にある。